

法とアートの余白

2025

12.20(土)

13:00—16:00

12:30開場

場所…岡山市立オリエント美術館地下講堂

〒700-0814 岡山県岡山市北区天神町9-3-1

参加費…1500円 定員…50名(先着順) ※学生は参加費無料

お申込先…下記QRコードよりお申込みください

お申込締切…2025年12月17日(水)

お問合せ先: law.and.art.design@gmail.com



憲法 第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利

は、公衆の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。



先行き不透明な変化の激しい時代において、新たな価値や問いを創出する「アート」(アート作品(モノ)に限らず、その思考方法やコンセプト、作品が生み出す関係性(コト)を含みます。)はその概念を拡張し続け、今や政策やビジネス領域においても存在感を示しています。

このような社会におけるアートの広がり、社会を映す法やルール、これらの教育領域にも新たなヒントをもたらさないでしょうか。あるいは、人々の関係性(リレーション)や社会を規定する法やルールは、それ自体、アートないし社会の創造性(≒余白)を生み出す手段にならないでしょうか？

本年8月に続き鑑賞・トークセッションの第2弾となる今回は「法とアート」という、一見交わらない2つの領域をテーマとし、2023年に東京都内で実施された「日本国憲法展2023」の展示ディレクター青山秀樹さんをゲストに迎え、法(憲法の条文)×アート(作品)の対話型鑑賞を行います。

その後、法とアート、各領域の専門家を交え、「アートは法を、法はアートを更新できるのか」を主なトークテーマとして、それぞれの研究、実践や領域横断的な教育の可能性についてトークセッションを行います。

法とアート・デザインに関する研究会とは？

法・アート・デザイン領域を軸とした分野横断的なものの見方・考え方の調査研究を進めるとともに、これを基礎とした文化芸術、教育企画の実践、ビジネス領域を含む実務への応用等を目的とする団体です。法律家、アーティスト、デザイナー、研究者、教員、自治体職員、事業家等、多様な分野の専門家、実務家が集うプラットフォームとして機能しています。



そろそろお正月

鑑賞セッション(70分)

・基調講演

「日本国憲法展の取り組みについて」青山秀樹(20分)

・法とアートの対話型鑑賞(50分) 作品提供:岩本雄基、長原勲

トークセッション(90分)

主なテーマ:アートは法を、法はアートを更新できるのか

スピーカー:青山秀樹、藤原智也、堀口悟郎

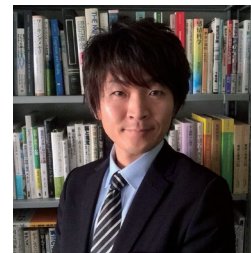
コーディネーター:山下宗一郎

※時間は目安です



青山秀樹

ギャラリー「青山目黒」代表。2007年に東京都内にギャラリーを開設。2019年の書籍「日本国憲法」(TAC出版)のコーディネートに関わった縁で、2023年に展示「日本国憲法」をディレクションした。青山目黒では、時間、場所、出来事を主題に、アクションや振る舞いに基づいた彫刻、ビデオ、サウンド、絵画、写真、パフォーマンスなど、さまざまなメディアでの学際的、概念的、そして視覚的な魅力も含んだ空間的なアプローチに重点を置いている。



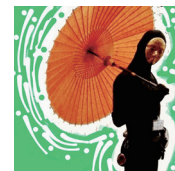
藤原智也

愛知県立大学准教授。芸術の教育政策・文化政策、美術作品の比較鑑賞、アートの認知科学などが専門。特に、教育政策に関わる法制度と学習指導要領、文化政策に関わる芸術祭の組織体制などについて、他の先進国との制度比較や憲法に遡った検討をしている。学会では論文賞を最年少受賞(「美術教育学」奨励賞、「美術教育学」賞)。



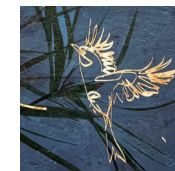
堀口悟郎

神戸大学大学院法学研究科教授。専攻は憲法学、教育法学。慶應義塾大学大学院法務研究科修了。九州産業大学地域共創学部准教授、岡山大学学術研究院社会文化科学学域(法学系)教授などを経て、2025年4月より現職。数百点の視覚的コンテンツを盛り込んだテキストである「図録 日本国憲法」、「図録 法学入門」(いずれも弘文堂)の編者を務めている。



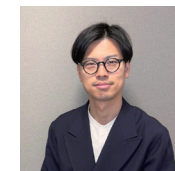
岩本雄基

仮面作家。2017年活動開始。県内のアートイベントに参加。展示だけでなく自ら仮面パフォーマンスを行うなど表現を模索。



長原勲

画家。2004年より日本画を軸に活動スタート。2014年-2015年の留学を機に油彩画に転身。国内での展示多数。現在、岡山県を制作拠点として活動中。



山下宗一郎

主催団体代表、弁護士(おかも丸の内法律事務所、岡山弁護士会)。

